

2026 年 9 月吉日

受益者の皆様へ

アセットマネジメント One 株式会社

990119_MHAM J-REITファンドVA [適格機関投資家専用]

軽微信託約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では「990119_MHAM J-REITファンドVA [適格機関投資家専用]」につきまして、下記の通り当該約款の規定を一部変更し、運用効率の向上等を目的として、先物取引の利用を開始いたしますので、ご案内申し上げます。

今後とも当ファンドにつきまして、変わらぬご愛顧の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 約款変更日2026 年 9 月 11 日

2. 変更内容 以下の通り

(新)	(旧)
運用の基本方針 運用方法 (3) 投資制限 ①～⑤ (略) ⑥ <u>デリバティブ取引 (法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</u>	運用の基本方針 運用方法 (3) 投資制限 ①～⑤ (略) (新 設)
<投資の対象とする資産の種類>	<投資の対象とする資産の種類>

(新)	(旧)
第23条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。） イ. 有価証券 ロ. <u>デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第26条の2に定めるものに限ります。）</u> ハ. 金銭債権 ニ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。） （削除） 2. 次に掲げる特定資産以外の資産 イ. 為替手形	第23条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。） イ. 有価証券 （新 設） ロ. 金銭債権 ハ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。） （削除） 2. 次に掲げる特定資産以外の資産 イ. 為替手形
＜受託者の自己または利害関係人等との取引＞ 第24条の2 （略） ② 前項の取扱いは、<u>第26条の2、第27条、第32条ないし第34条における委託者の指図による取引についても同様とします。</u>	＜受託者の自己または利害関係人等との取引＞ 第24条の2 （略） ② 前項の取扱いは、<u>第27条、第32条ないし第34条における委託者の指図による取引についても同様とします。</u>
<u>＜先物取引の運用指図＞</u> <u>第26条の2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）のうちわが国の不動産投信指数を対象とする先物取</u>	（新 設）

(新)	(旧)
<u>引および外国の取引所における当該取引と同様の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。</u> <u>1. 先物取引の売建ての指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。</u> <u>2. 先物取引の買建ての指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（信託財産が未収配当金および未収分配金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金および分配金も含まれます。）ならびに第24条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。</u>	

以 上